

EU の産業データ政策の概要
EU デジタル政策の最新動向（第2回）

2022年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

はじめに.....	1
I EU の産業データ政策の概要.....	2
II 欧州データ空間のセクターごとの進捗状況.....	2
1. 製造業.....	2
2. 欧州グリーン・ディール.....	3
3. モビリティ.....	4
4. 医療.....	6
5. 金融.....	7
6. エネルギー.....	7
7. 農業.....	8
8. 行政.....	8
9. スキル.....	9
10. オープン科学クラウド.....	9
11. メディア.....	10
12. 文化遺産.....	10
III データガバナンス法.....	11
1. 第 I 章 総則.....	12
2. 第 II 章 公的機関によって保有され、保護されている特定の分野のデータの再利用.....	14
3. 第 III 章 データ仲介サービスに適用される要件.....	15
4. 第 IV 章 利他的データ主義.....	16
5. 第 V 章 監督当局と手続きの規定.....	18
6. 第 VI 章 欧州データ・イノベーション評議会.....	18
7. 第 VII 章 国際的なアクセスと移転.....	19
8. 第 VIII 章 委任と委員会手続き.....	19
9. 第 IX 章 最終規定と移行規定.....	19
IV データ法案.....	19
1. 第 I 章 総則.....	20
2. 第 II 章 企業対消費者、企業対企業のデータ共有.....	21
3. 第 III 章 データを利用可能にすることを法的に求められるデータ保有者の義務.....	23
4. 第 IV 章 企業間のデータ・アクセスおよび利用に関する不当な条件.....	24
5. 第 V 章 例外的な必要性に基づき、公的機関、EU 機関等にデータを提供する義務.....	24
6. 第 VI 章 データ処理サービス間の切り替え.....	25
7. 第 VII 章 国際的な状況での非個人データのセーフガード.....	25
8. 第 VIII 章 相互運用性.....	25
9. 第 IX 章 運用と執行.....	26
10. 第 X 章 データベース保護指令の下でのデータベース作成者の権利の不適用.....	26
11. 第 XI 章 最終規定.....	26

はじめに

欧州委員会は「欧州グリーン・ディール」と並ぶ成長の柱としてデジタル化の推進を掲げ、2020年の「Shaping Europe's digital future」や、2021年の「デジタル・コンパス2030」といった政策文書にて人口知能（AI）の利活用に関する規制の整備やサイバーセキュリティ対策を含む主要な政策方針を示してきた。ジェトロは2021年10月公表の調査レポート「[EU デジタル政策の最新概要](#)」にて、これら政策のポイントを概説している。同レポート以降も、関連する重要法案の発表や、EU 理事会（閣僚理事会）および欧州議会での審議の進展による法案成立の動きが進んでいる。そこで、最近の進展の中でも特に注目度の高いデジタル化関連法案などについてまとめ、都度発信していく。[第1回](#)では2022年2月に発表された半導体法案を中心としたEUの半導体関連政策を取り上げた。第2回となる今回は、EUの産業データ政策に焦点を当て、対象セクターごとの動向を紹介した上で、2022年6月に施行されたデータガバナンス法および同年2月に提案されたデータ法案の主要な規定を概説する。第3回はデジタル・サービス法（DSA）およびデジタル市場法（DMA）を中心としたオンライン仲介サービス規制を取り上げる予定。

本レポートの内容は別途表記がない限り、2022年11月末現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではない。

2022年12月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

I EUの産業データ政策の概要

欧州委員会は、2020年2月に、EUにおけるデータの利用を促進するための、「欧州データ戦略（A European strategy for data）」¹を発表した。欧州委員会では、EU加盟国間、セクター間で自由にデータをやりとりできる、データの単一市場を「欧州データ空間」と名づけ、その実現を目指している。

EUの産業データ政策は、セクター間に共通した水平的政策と、セクターごとの政策に分けられる。前者は、主として、データガバナンス法²とデータ法案³によって構築される。データガバナンス法は、2022年6月23日に施行され（III参照）、2023年9月24日から適用される。データ法案は、2022年2月23日に提案され、現在審議が行われている（IV参照）。

セクターごとの政策としては、欧州データ戦略では、10セクターをあげていたが、その後、追加され、12セクターとなっている。セクターごとの政策は、法令改正、資金提供、産業協力などを通じて構築される（II参照）。

II 欧州データ空間のセクターごとの進捗状況

本章では、2022年2月23日に発表された、「欧州共通データ空間」と題する文書⁴を基に、その後の進展を加味し、12セクターにおける欧州データ空間の進捗状況を概観する。

1. 製造業

この数年間に、製造業において、ローカルな初期データ空間が出現している。データを保有、利用する企業が集まり、共有するデータと、データ共有を制御管理するためのルールについて合意し、ソフトウェア・プロバイダーが、合意されたデータ形式とセマンティクスをサポートする、という形で行われている。

- 2020年から2021年にかけて開催されたワークショップでは、初期データ空間のローカル・エコシステムを超えてエンドユーザーを引き付けるには、スピードとスケールが必要であることが明らかになった。
- EUの補助金プログラムの一つであるデジタル・ヨーロッパ・プログラムの計画によると、初期データ空間から出発し、エンドユーザーとソリューションのサプライヤー

¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A European strategy for data COM/2020/66 final, 19 February 2020, European Commission

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0066&qid=1660744933178>

欧州データ戦略の内容については、ジェトロの発行した「EU デジタル政策の最新概要」（2021年10月）pp.16-21で詳しく解説されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/0a88cad7cdac3e5a/20210038.pdf

² Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) (Text with EEA relevance)

<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/868/oj>

³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act) COM(2022)68

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0068&qid=1661768392347>

⁴ Commission Staff Working Document on Common European Data Spaces, SWD(2022)45 final, dated 23 February 2022

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/staff-working-document-data-spaces>

の参加を拡大することで、このような要件を満たすことができるとしている。

- 2021年11月～2022年2月にかけて、協力的なマルチステークホルダー・データガバナンスの策定、既存の製造業のためのデータ・プラットフォームの目録作成、製造業固有のビルディング・ブロックの青写真作成を行う調整支援活動に関する、デジタル・ヨーロッパ・プログラムの提案募集が行われた⁵。調整支援活動は、2022年第3四半期から、12カ月から24カ月間に渡って実施される予定である。
- この準備作業に基づき、次の段階として、サプライヤー、クライアント、サービスプロバイダーなど、異なる役割のユーザー企業が、組織の境界を越えて大量の産業データをやり取りできるような、製造業向けの2つのデータ空間が展開される予定である。デジタル・ヨーロッパ・プログラムでは、2022年第3四半期に、24カ月間に渡り、ステークホルダーが、2つのデータ空間を展開し、スケールアップすることを支援するための提案を募集する予定である⁶。

2. 欧州グリーン・ディール

- 欧州委員会は、欧州共同体における空間情報インフラ（INSPIRE）設置指令⁷と環境情報へのパブリックアクセスに関する指令⁸を近代化し、IT技術の現状に合わせて、欧州グリーン・ディールの目的をサポートする公的データ、非公開データ、市民生成データの積極的な普及と共有を促進するために、2022年第4四半期に、両指令の評価を行う予定である。
- 2021年11月～2022年2月にかけて、持続可能なデータ・ガバナンス・スキームと、既存の国、地方、地域のデータ・エコシステムを結び付け、公共および民間のステークホルダーが関連データにアクセスできるようにする青写真を作成する調整支援活動に関する、デジタル・ヨーロッパ・プログラムの提案募集が行なわれた⁹。調整支援活動は、2022年第3四半期から、12カ月から18カ月間に渡って実施される予定である。
- 2021年11月～2022年2月にかけて、欧州グリーン・ディールと持続可能な開発の目標を達成するために、スマートコミュニティのためのデータ空間を創るための青写真を作成する調整支援活動に関する、デジタル・ヨーロッパ・プログラムの提案募集が行なわれた¹⁰。調整支援活動は、2022年第3四半期から、12カ月間に渡って実

⁵ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（協力的なマルチステークホルダー・データガバナンスの策定等）
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-cloud-ai-01-prep-ds-manufact>

⁶ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.52-54 2.2.1.4.2 Data spaces for manufacturing (deployment)
https://ec.europa.eu/newsroom/repository/document/2021-46/C_2021_7914_1_EN_annexe_acte_autonome_cp_part1_v3_x3qnsqH6g4B4JabSGBy9UatCRc8_81099.pdf

⁷ Directive 2007/2/EC of the European Parliament and of the Council of 14 March 2007 establishing an Infrastructure for Spatial Information in the European Community (INSPIRE)
<http://data.europa.eu/eli/dir/2007/2/2019-06-26>

⁸ Directive 2003/4/EC of the European Parliament and of the Council of 28 January 2003 on public access to environmental information and repealing Council Directive 90/313/EEC
<http://data.europa.eu/eli/dir/2003/4/oj>

⁹ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（持続可能なデータ・ガバナンス・スキーム策定等）
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-cloud-ai-01-prep-ds-green-deal>

¹⁰ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（スマートコミュニティのためのデータ空間の創出等）

施される予定である。続いて、2022年には、青写真を検証、改良するためのセクター横断的なデータ・パイロットを支援するための提案募集が行われる¹¹。さらに次の段階として、データ空間と、「EU ローカル・デジタルツイン」ネットワークが展開される予定である¹²。

- 欧州委員会は、地球の高精度デジタルモデルを開発して、自然と人間の活動を監視、シミュレートすることを目的とする、「デスティネーション・アース (Destination Earth)」プロジェクト¹³を、デジタル・ヨーロッパ・プログラムを通じて支援している。2021年第4四半期には、地球のデジタルツインを開発運営するためのオペレーショナル・データ・エコシステムを構築するプロジェクトが開始された¹⁴。
- 欧州グリーン・ディール・データ空間の重要な要素の一つとして、バリューチェーンと製品情報に関するデータの収集と共有があるが、これは「デジタル製品パスポート」の展開によって達成される。2021年11月から2022年2月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムを通じて、消費者用（あるいは産業用、または両者を含む）電子機器、バッテリー、その他循環型経済行動計画¹⁵で選定された優先すべき製品のうち少なくとも2産業分野の重要なバリューチェーンにおける「デジタル製品パスポート」を、2023年から段階的に展開するための基盤を準備するための調整支援活動の提案募集が行われた¹⁶。プロジェクトは、2022年第3四半期から24カ月間に渡って実施される予定である。

3. モビリティ

モビリティ・輸送業界には、乗客、貨物に関するデータの共有を、企業間、企業対政府、政府対企業、政府対政府で行う、欧州レベルの枠組みが既に存在し、それぞれが、ガバナンス、設計、プラットフォームを備えている。欧州共通のモビリティ・データ空間は、既存のEUおよび加盟国の法律とインフラに基づいて構築され、ガバナンスとインフラストラクチャの収斂（しゅうれん）を支援するツールを提供することで、相互運用性を促進することに重点を置く。

- 2021年11月～2022年2月にかけて、既存のモビリティ・データ・エコシステムの目録を作成し、データのギャップあるいは重複を特定し、長期的な収斂に貢献する可能性のある共通のビルディングブロックを特定し、欧州のデータおよびクラウド・サービス産業基盤にモビリティ・データ空間を統合する機会を特定する調整支援活

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-cloud-ai-01-prep-smart-comm>

¹¹ Digital Europe Work Programme 2021-2022, pp.42-44, 2.2.1.2.2 Data space for smart communities (deployment)

¹² 同上, pp.44-47, 2.2.1.2.3 Advancing the digital transformation of smart communities

¹³ Destination Earth, <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/destination-earth>

¹⁴ Digital Europe Work Programme 2021-2022, pp.117-119, 5.1.1.2 Destination Earth - Digital Twins

¹⁵ 循環型経済行動計画, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2020%3A98%3AFIN>

¹⁶ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（デジタル製品パスポートの展開のための基盤準備等）

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-trust-01-digipass;callCode=DIGITAL-2021-TRUST>

01;freeTextSearchKeyword=:matchWholeText=true;typeCodes=1;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=null;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=callTopicSearchTableState

動に関する、デジタル・ヨーロッパ・プログラムの提案募集が行なわれた¹⁷。調整支援活動は、2022年第3四半期から、12カ月に渡って実施される予定である。

- デジタル・ヨーロッパ・プログラムを通して、2022年第3四半期に、人工知能に使用できる、正確で信頼性の高いデータを大量に構築できるようにするために、情報を機械可読形式で利用可能にし、アクセスできるようにするプロジェクトの、提案募集が行われる予定である¹⁸。
- 欧州委員会は、動的データセットへのアクセシビリティ義務付けを含む、マルチモーダル旅行情報サービスに関する委任規則¹⁹の改正、マルチモーダル・デジタル・サービス・プロバイダーの権利と義務に関する規制措置の必要性の評価、鉄道を含むチケット販売に関するイニシアチブを、2022年に予定している。
- 2022年第4四半期に、内陸水運をマルチモーダル・ロジスティクスに統合し、内陸水運における情報サービスの相互運用性とデータ共有の改善を目的とする、河川情報サービスの調和に関する指令²⁰改正の提案が予定されている。
- 旅客および貨物向けのテレマティクス・アプリケーションの相互運用性に関する技術仕様を改訂することにより、鉄道輸送における相互運用可能なデータ共有のための規制の枠組みを2022年に見直す予定である。
- 欧州海上シングルウィンドウ環境（EMSWe: European Maritime Single Window environment）規則²¹で規定されている、EUの港における報告手続き簡素化のための共通データセットが、2022年7月に欧州海上保安庁（European Maritime Safety Agency）によって、欧州委員会に報告された²²。
- 2023年第1四半期には、企業と行政の間でデジタル情報交換とデータの再利用を促進するための、貨物輸送情報のマルチモーダル輸送共通データセットの作成が予定されている。
- 2023年には、共同ロジスティクスをサポートするために、回廊データ交換枠組みの信頼できる環境に関するルールを提案する予定である。提案には、デジタル・アーキテクチャの技術仕様、接続と登録の問題、データ・セマンティクス、共通サービス、ガバナンスが含まれる。

¹⁷ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（モビリティ・データ・エコシステムの目録を作成等）

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-cloud-ai-01-prep-ds-mob:callCode=null;freeTextSearchKeyword=Data%20Space;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=null;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

¹⁸ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.48-50, 2.2.1.3.2 Data space for mobility (deployment)

¹⁹ Commission Delegated Regulation (EU) 2017/1926 of 31 May 2017 supplementing Directive 2010/40/EU of the European Parliament and of the Council with regard to the provision of EU-wide multimodal travel information service

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32017R1926&qid=1661970945970>

²⁰ Directive 2005/44/EC of the European Parliament and of the Council of 7 September 2005 on harmonised river information services (RIS) on inland waterways in the Community

<http://data.europa.eu/eli/dir/2005/44/2019-07-26>

²¹ Regulation (EU) 2019/1239 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 establishing a European Maritime Single Window environment and repealing Directive 2010/65/EU

<http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1239/oj>

²² Website of European Maritime Safety Agency on Contribution to the EMSWe

<https://emsa.europa.eu/contribution-to-the-emsw.html>

4. 医療

- 欧州医療データ空間規則案²³が、2022年5月3日に発表された。規則案は、データガバナンス法などの水平的枠組みの上に構築され、医療分野固有の措置が含まれている。規則案は、医療データの活用として一次利用と二次利用を規定しており、一次利用では患者本人による利用を、二次利用では研究開発や政策立案などの分野での活用を想定している。
- 2021年10月～2022年1月にかけて、EU4Healthプログラムで、研究、政策、規制目的で、医療データを二次利用するためのEU産業基盤エコシステムのパイロット・プロジェクトの提案募集が行われた²⁴。
- 医療データの一次利用に関しては、電子処方箋、患者に関する情報をEU加盟国間でアクセスできるMyHealth@EUの対象加盟国の拡大が継続している。2022年11月30日時点で、11加盟国が一部のサービスの提供を開始している。2025年までに25加盟国に拡大することを目標としている。また、対象となる情報の拡大も中長期的に計画されている²⁵。
- 2021年11月～2022年2月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムで、ゲノムデータに対するクロスボーダーのアクセスを支援するプロジェクトの提案募集が行われた²⁶。プロジェクトは、2022年第3四半期から、48カ月に渡り実施される予定である²⁷。
- 2022年2月～5月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムで、匿名化された癌画像の持続可能なリソースを展開するためのプロジェクトの提案募集が行われた²⁸。

²³ Proposal for a regulation - The European Health Data Space COM(2022)197 final
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0197&qid=1661970646676>

²⁴ EU4Health プログラム提案募集

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/eu4h-2021-pj-06;callCode=null;freeTextSearchKeyword=health%20data;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=null;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

²⁵ Website of European Commission on Electronic cross-border health services

https://health.ec.europa.eu/ehealth-digital-health-and-care/electronic-cross-border-health-services_en

²⁶ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（ゲノムデータに対するクロスボーダーアクセス支援）

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-cloud-ai-01-fei-ds-genomics;callCode=null;freeTextSearchKeyword=Genomics;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=null;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

²⁷ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.59-61, 2.2.1.7.1 Federated European infrastructure for genomics data

²⁸ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（匿名化された癌画像の持続可能なリソース展開）

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2022-cloud-ai-02-cancer-image;callCode=null;freeTextSearchKeyword=;matchWholeText=true;typeCodes=1,0;statusCodes=31094503,31094501,31094502;programmePeriod=2021%20-%202027;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

5. 金融

金融データ空間は、財務諸表などの公開情報へのデジタル・アクセス、監督機関による情報共有の促進、企業・個人に関わる金融データの第三者による共有と再利用（オープンファイナンス）、という3要素によって構成される。

- 財務諸表などの公開情報へのデジタル・アクセスに関しては、欧州委員会は、2021年11月25日に、欧州単一アクセスポイント（ESAP: European Single Access Point）を創設する規則案²⁹を提案した。ESAPは、欧州証券市場監督局によって設立され、2024年から段階的に運営が開始される予定である。ESAPの設立準備に関しては、デジタル・ヨーロッパ・プログラムを通じた支援も予定されている³⁰。
- 監督機関による情報共有の促進に関しては、欧州委員会は、EUの金融サービスにおける監督データに関する政策と題するコミュニケーション³¹を2021年12月15日に発表した。
- 企業・個人に関わる金融データの第三者による共有と再利用に関しては、欧州委員会は、広範、段階的かつ協力的なアプローチを採用する予定である。欧州委員会は、2022年にオープン・ファイナンス枠組みの立法提案を行う予定である。但し、オープン・ファイナンス枠組みに関する公開コンサルテーション³²が、2022年8月2日に締め切られたばかりであることを考慮すると、立法提案は2023年にずれ込む可能性がある。

6. エネルギー

- 欧州委員会は、欧州エネルギー・データ空間を実現するための具体的な支援策を記した「エネルギー部門のデジタル化に関する行動計画」を策定し、2021年10月4日～2022年1月24日の間、公開諮問を実施した³³。行動計画の発表は、当初2022年第2四半期に予定されていたが、欧州委員会は2022年10月18日に発表した。
- 欧州委員会は、2022年に計測および消費データに関する実施法令を提案し、2022年末までにサイバーセキュリティに関するネットワーク・コードを提案する予定である。
- 研究開発支援枠組みホライズン・ヨーロッパ・プログラムでは、2021年6月～10月にかけて、エネルギー・データ空間をサポートするイノベーション・アクションの提

²⁹ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a European single access point providing centralised access to publicly available information of relevance to financial services, capital markets and sustainability COM(2021)723 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021PC0723&qid=1661954700396>

³⁰ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.65-66, 2.2.1.9 Preparatory actions for the financial data space

³¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Strategy on supervisory data in EU financial services, COM/2021/798 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021DC0798&qid=1661955944991>

³² Website of European Commission on Open finance framework consultation

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13241-Open-finance-framework-enabling-data-sharing-and-third-party-access-in-the-financial-sector/public-consultation_en

³³ Website of European Commission on Digitalising the energy sector – EU action plan

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13141-Digitalising-the-energy-sector-EU-action-plan_en

案が募集された³⁴。このプロジェクトは、ヨーロッパ全体でエネルギー・データへのアクセスと利用を可能にすることを目的としており、2022 年第 3 四半期に開始された。

7. 農業

- 2021 年 11 月～2022 年 2 月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムの下で、農業データ空間に関する調整支援活動の提案募集が行なわれた³⁵。この調整支援活動では、2022 年第 3 四半期から 18 カ月に渡って、農業に関連するデータを共有する既存の公共および民間プラットフォームの目録作成、シナリオに基づく設計アプローチの提案、農業固有のマルチステークホルダー・ガバナンス・スキーム、農業データスペースの青写真を作成する予定である。

8. 行政

行政における欧州データ空間は、法律データ空間、公共調達データ空間、イノベーションのためのセキュリティ・データ空間に分けられている。

(1) 法律

法律データ空間は、EU および加盟国の立法および判例法について、簡単にアクセスでき、再利用可能で、相互運用可能なデータを提供することを目的としている。法律データ空間を構築するためには、EU 機関と加盟国の緊密な協力が必要であり、EU 出版局 (the Publication Office of the European Union) が、いろいろなイニシアチブの統合の中心となって活動している。

- 2022 年には、EU 法の条文に関わる ELI (European Legal Identifier : 欧州法令識別子) が EUR-Lex 上で実施された。また、ECLI (European Case Law Identifier : 欧州判例法識別子) ベースの検索エンジンを EUR-Lex (EU 法データベース) にリンクし、EUR-Lex から EU および加盟国の判例を検索することが可能になった。

(2) 公共調達

公共調達には、TED (Tenders Electronic Daily : EU のオンライン公共調達ポータル) に代表される EU レベルの公共調達と、加盟国レベルの公共調達がある。公共調達データ空間の目的は、両者をつなぐ EU レベルの公共調達データ空間を創設することである。

- デジタル・ヨーロッパの 2021-2022 年作業プログラムでは、EU と加盟国の公共調

³⁴ ホライズン・ヨーロッパ・プログラム提案募集 (エネルギー・データ空間をサポートするアクション)
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/horizon-cl5-2021-d3-01-01>

³⁵ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集 (農業データ空間の調整支援活動)
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-prepacts-ds-01-agricallCode=null;freeTextSearchKeyword=Data%20space;matchWholeText=true;typeCodes=1,0;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=2021%20-%202027;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

達データベースをつなぎ、公共調達データ空間の基盤創設を目的とするプロジェクトの提案募集が予定されている³⁶。

(3) セキュリティ

イノベーションのためのセキュリティ・データ空間は、EU および加盟国の法執行、移民関係当局のために、EU レベルで、加盟国当局のデータ・インフラストラクチャをつなぎ、EU 全体のエコシステムを設定して、法執行およびセキュリティ目的の AI ツールのアルゴリズムを共有、開発、テスト、トレーニング、検証することにより、イノベーションと開発を可能にすることを目的としている。

- 2022 年 2 月から 5 月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムで、加盟国レベルのコンポーネントに資金提供することで、EU レベルのデータ設計の枠組みを策定するためのプロジェクトの提案募集が行われた³⁷。プロジェクトは、2022 年第 4 四半期から 36 カ月に渡って実施される予定である。

9. スキル

スキル・データ空間は、分析、統計、政策策定、革新的なアプリケーションでの再利用など、さまざまな目的でスキル・データをアクセス共有すること、また主要なデータセットへの国境を越えたアクセスを提供することを目的としている。

- 2021 年 11 月～2022 年 2 月にかけて、既存のプラットフォームの目録、シナリオに基づく設計アプローチの提案、セクター固有のマルチステークホルダー・ガバナンス・スキームの策定、データ空間の青写真作成などを目的とする、調整支援活動に関する提案募集が、デジタル・ヨーロッパ・プログラムで行われた³⁸。プロジェクトは、2022 年第 3 四半期から 12 カ月に渡って実施される予定である。

10. オープン科学クラウド

欧州オープン科学クラウド（EOSC: European Open Science Cloud）³⁹は、欧州の包括的な研究データとサービスのエコシステムを開発することを目的としている。

2020 年 7 月に、法人格を持つ EOSC Association が設立され、2021 年 2 月に、EOSC 戦

³⁶ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.71-72, 2.2.1.12.1 Data space for public procurement (deployment)

³⁷ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（EU レベルのデータ設計枠組みを策定するためのプロジェクト）
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2022-cloud-ai-02-sec-law;callCode=null;freeTextSearchKeyword=;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094503;programmePeriod=2021%20-%202027;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

³⁸ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集（調整支援活動）
<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2021-prepacts-ds-01-skills;callCode=null;freeTextSearchKeyword=;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState>

³⁹ Website of European Commission on EOSC
https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/strategy-2020-2024/our-digital-future/open-science/european-open-science-cloud-eosc_en

略的研究イノベーション・アジェンダが採択された。このアジェンダでは、3段階の発展を計画している。

- 第1段階（2021～2022年）EOSCの運用を可能にする中核的技術機能が展開される。
- 第2段階（2023～2024年）主要なテーマ分野において科学研究のワークフローのサイクル全体をサポートするサービスによる、中核データ基盤の拡大を行う。
- 第3段階（2025～2027年およびそれ以降）EUの研究データ基盤から、加盟国、準加盟国の研究データ基盤に拡大する。

11. メディア

メディア向けのデータ空間の創設は、2020年12月3日に欧州委員会が採択したメディア・オーディオビジュアル行動計画⁴⁰によって確認された。メディア・データ空間は、メディア企業によるデータの共有と革新的なソリューションの開発支援を目的としている。

- 2021年7月～10月にかけて、欧州委員会は、準備段階のプロジェクトとして、欧州メディア・プラットフォームを創設するプロジェクトの提案募集を行なった⁴¹。このプロジェクトでは、ニュースと事実に基づく番組を多言語で作成するために、出版社と放送局がコンテンツと顧客データをプールできるようにするメディア・プラットフォームを創設することを目指している。3つのプロジェクトが、2022年4～5月に選定され、12カ月から15カ月間の予定で、実施されている⁴²。
- デジタル・ヨーロッパの2021～2022年作業プログラムでは、第3回目の提案募集で、クラウド上でメディア・データ空間を展開するプロジェクトが予定されている⁴³。

12. 文化遺産

文化遺産データ空間は、2021年11月10日に採択された勧告⁴⁴に基づいて創設されることとなった。文化遺産データ空間は、文化財のデジタル化と、高品質データの再利用を促進することにより、欧州の文化遺産分野のデジタル変革を支援、加速することを目的としている。

文化遺産データ空間は、現行の「Europeanaプラットフォーム」⁴⁵と、そのデータガバナ

⁴⁰ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS
Europe's Media in the Digital Decade: An Action Plan to Support Recovery and Transformation COM (2020)784
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0784&qid=1662054404767>

⁴¹ Website of European Commission on European media platforms (funding)
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/funding/european-media-platforms>

⁴² Website of European Commission: Shaping Europe's digital future
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/spotlight-eu-supported-european-media-platforms>

⁴³ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.63-65, 2.2.1.8 Data space for media (deployment)

⁴⁴ Commission Recommendation (EU) 2021/1970 of 10 November 2021 on a common European data space for cultural heritage
<http://data.europa.eu/eli/reco/2021/1970/oj>

⁴⁵ Website of European Commission on the Europeana platform
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/europeana>

ンスとモデル (Europeana Data Model ⁴⁶や Publishing Framework⁴⁷など) の上に構築され、その機能を拡張して、3D デジタル化、クラウド・コンピューティング、クラウド・ソーシング、人工知能、拡張現実などの高度な技術によって生成された新しい機会を利用できるようにする予定である。

- 2022 年にデジタル・ヨーロッパ・プログラムを通じて、Europeana プラットフォームを文化遺産データ空間に拡大、強化するプロジェクトの調達入札が行われる予定である⁴⁸。プロジェクトは、2023 年第 1 四半期から、24 カ月間に渡り行われる予定である。
- 2022 年 2 月～5 月にかけて、デジタル・ヨーロッパ・プログラムを通じて、加盟国レベルでの、デジタル変換とデータの再利用のための、文化部門のデジタル能力構築のための提案募集が行われた⁴⁹。

III データガバナンス法

データガバナンス法は、2020 年 11 月 25 日に法案が提出され⁵⁰、2022 年 4 月 6 日に欧州議会が、5 月 16 日に EU 理事会がそれぞれ採択し、6 月 23 日から施行された⁵¹。

データガバナンス法は、データ法案 (IV 参照) と共に、EU の産業データ政策において、セクター間に共通した水平的政策の中心を構成する政策である。データ法案が、データの再利用促進を目的としているのに対し、データガバナンス法は、データ再利用の際の条件の枠組みを定めている。

特にデータガバナンス法は、公的機関の保有するデータの再利用の際の条件、商業目的でデータを提供するデータ仲介サービスに対する監督の枠組み、科学的研究など、利他的な目的で、データを収集、処理する組織に対する監督の枠組みなどを定めている。データ仲介サービスに対する監督の枠組みは、ソーシャルメディアや検索エンジンなどを通じてデータを収集し、広告等の目的で、データを商業利用する事業者に対する規制を想定しており、利他的な目的でのデータ利用は、匿名化された医療データを研究目的で利用することなどを想定している。

なお、個人データの欧州経済領域 (EEA) 域外への転送は、一般データ保護規則 (GDPR:

⁴⁶ EUROPEANA DATA MODEL

<https://pro.europeana.eu/page/edm-documentation>

⁴⁷ Publishing Framework

<https://pro.europeana.eu/post/publishing-framework>

⁴⁸ Digital Europe Work Programme 2021-2022 pp.56-59, 2.2.1.6 Data space for cultural heritage (deployment)

⁴⁹ デジタル・ヨーロッパ・プログラム提案募集 (文化部門のデジタル能力構築)

<https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2022-cultural-02->

[heritage;callCode=null;freeTextSearchKeyword=cultural%20heritage;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState](https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/digital-2022-cultural-02-heritage;callCode=null;freeTextSearchKeyword=cultural%20heritage;matchWholeText=true;typeCodes=0,1,2,8;statusCodes=31094501,31094502,31094503;programmePeriod=null;programCcm2Id=43152860;programDivisionCode=null;focusAreaCode=null;destination=null;mission=null;geographicalZonesCode=null;programmeDivisionProspect=null;startDateLte=null;startDateGte=null;crossCuttingPriorityCode=null;cpvCode=null;performanceOfDelivery=null;sortQuery=sortStatus;orderBy=asc;onlyTenders=false;topicListKey=topicSearchTablePageState)

⁵⁰ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

on European data governance (Data Governance Act) COM(2020)767 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020PC0767&qid=1662120835072>

⁵¹ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act) (Text with EEA relevance)

<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/868/oj>

General Data Protection Regulation) ⁵²で規制されているが、データガバナンス法とデータ法案では、匿名化されたデータ（非個人データ）の、域外へのデータ転送に対し、一定の規制を導入している。

データガバナンス法は、EU 法上の「規則」(regulation) であるため、今回採択された法律は、EU 各加盟国の加盟国法に移し替えられる必要はなく、2023 年 9 月 24 日以降、直接、全 EU 加盟国で適用される。施行法となる実施法令については、今後、欧州委員会が採択する。

以下、データガバナンス法の内容を概観する。

1. 第 I 章 総則

(1) 第 1 条 主題と適用範囲

データガバナンス法は、次の 4 つの項目を規定している。

- 公的機関の保有する特定のデータを EU 域内で再利用する際の条件。
- データ仲介サービスの提供に関する通知と監督の枠組み。
- 利他的な目的 (altruistic purposes) で、データを収集、処理する組織の任意登記の枠組み。
- 欧州データ・イノベーション評議会 (EDIB: European Data Innovation Board) 設立の枠組み。

データガバナンス法は、公的機関に対して、データ再利用を認めることを義務付けるものではない。また、公的機関の法的な機密保持義務を免除するものでもない。

特定分野のデータに関して、EU 法あるいは加盟国法が、追加的な要件を定めている場合、そのような規定も適用される。

本規則に関連して処理される個人データには、一般データ保護規則 (GDPR) などの EU および加盟国の個人データ保護法が適用される。本規則と EU 法に基づく個人データ保護法が対立した場合、EU 法に基づく個人データ保護法が優先する。

本規則は、競争法の適用、加盟国の公安、防衛、安全保障に関する権限に不利益を与えない。

(2) 第 2 条 定義

- 個人データ (personal data) の定義は、EU の一般データ保護規則 (GDPR) の定義を使用している。

すなわち、個人データとは、識別された、または識別可能な自然人 (データ主体) に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、名前、識別番号、位置データ、オンライン識別子などの識別子、またはその自然人の物理的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的または社会的アイデンティティを参照することにより、直接的、間接的に識別できる人を意味する (GDPR 第 4 条(1))。

⁵² Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)
<http://data.europa.eu/eli/reg/2016/679/2016-05-04>

- 非個人データ (non-personal data) とは、個人データ以外のデータを意味する。
- データ保有者 (data holder) とは、公的機関、国際機関を含む法人、または当該データに関してデータ主体ではない自然人を意味し、EU 法あるいは加盟国法に従って、特定の個人データあるいは非個人データへのアクセスを許可あるいは共有する権利を有する者を意味する。
- データ利用者 (data user) とは、特定の個人データまたは非個人データへの合法的なアクセス権を持ち、商業目的または非商業目的でそのデータを使用する権利を有する自然人または法人を意味する。
- データ共有 (data sharing) とは、任意の合意、EU 法、あるいは加盟国法に基づいて、直接または仲介者を介して、例えば、有料または無料のオープンまたは商用ライセンスの下で、データの共同利用または個別利用を目的として、データ主体またはデータ保有者がデータ利用者にデータを提供することを意味する。
- データ仲介サービス (data intermediation service) とは、技術的、法律的、その他の手段を通じて、不特定多数のデータ主体およびデータ保有者と、データ利用者との間で、個人データに関連するデータ主体の権利を行使することを含め、データを共有する目的で商業関係を確立することを目的とするサービスを意味する。但し、少なくとも、次は除外される。
 - (a) データ保有者からデータを取得し、データ保有者とデータ利用者の間に商業的関係を確立することなく、実質的な価値を付加する目的でデータを集約、強化、または変換し、結果として生じるデータの利用をデータ利用者にライセンス供与するサービス。
 - (b) 著作権で保護されたコンテンツの仲介に焦点を当てたサービス。
 - (c) データ保有者が保持するデータを利用できるようにするために、当該データ保有者、または、サプライヤーや顧客関係、契約によって確立された協業を含む、閉鎖されたグループ内の複数の法人によって排他的に使用されるサービス。特に、モノのインターネットに接続された物品とデバイスの機能を保証することを主な目的とするもの。
 - (d) 商業関係の確立を目的としない、公的機関が提供するデータ共有サービス。
- データ協同組合のサービス (service of data cooperatives) とは、その組織のメンバーであるデータ主体、個人事業体、または SME によって構成される組織によって提供されるデータ仲介サービスを意味し、組織のメンバーが、特定のデータに関し、権利を行使する際に支援することを主な目的とする。
- 利他的データ主義 (data altruism) とは、データ主体が自身に関する個人データを処理することに同意したことに基づいて、自発的にデータを共有すること、またはデータ保有者が、医療、気候変動対策、モビリティの改善、開発促進、公式統計の作成・普及、公共サービスの提供の改善、公共政策の策定、一般的な利益のための科学研究など、加盟国法で定められた、一般的な利益目的のためにデータを利用できるようにするために、負担する費用を超える報酬を求めることや受け取ることなく、非個人データの使用を許可することを意味する。

- 法定代理人 (legal representative) とは、EU 域内で設立されていない、データ仲介サービス・プロバイダー、または利他的データ主義に基づいて自然人または法人によって提供された一般的な利益目的のためにデータを収集する組織 (以下、利他的データ主義組織) に代わって行動するように、明示的に指定された、EU 域内で設立された自然人または法人を意味する。それぞれの管轄当局は、違反行為を行った EU 域内に設立されていないデータ仲介サービス・プロバイダーあるいは利他的データ主義組織に対する執行手続開始を含め、本規則に基づく義務に関し、データ仲介サービス・プロバイダー、利他的データ主義組織に加え、あるいは代わりに、法定代理人にコンタクトすることができる。

2. 第 II 章 公的機関によって保有され、保護されている特定の分野のデータの再利用

本章は、公的機関によって保有されているデータのうち、ビジネス上、職業上、会社の秘密を含む、商業上の機密保持、統計上の機密性、第三者の知的財産権の保護、オープンデータ指令⁵³の適用範囲外にある個人データの保護の観点から、保護されているデータに適用される (第 3 条 1)。

- 再利用に際しては、一般的利益に照らして必要でない限り、独占的な契約は禁止される。独占的契約が例外的に認められる場合でも、契約期間は 12 カ月を上限とする (第 4 条 1, 2, 4)。
- 再利用の条件は、公開されなければならない。また、データの分野、再利用の目的、再利用が許可されるデータの性質に照らし、差別的ではなく、透明性があり、均衡が取れており、客観的に正当化されるものでなければならない (第 5 条 1, 2)。
- 公的機関は、EU 法、加盟国法に基づき、個人データの匿名化や商業上の機密情報の修正など、保護されているデータの性質が保持されるようにしなければならない (第 5 条 3)。
- 公的機関は、保護措置が講じられているにもかかわらず再利用者が取得した、第三者の権利と利益を危険にさらす情報の開示を禁止する機密保持義務を再利用者が順守することを条件として、第 5 条 3 に従って、データの再利用を認めなければならない。再利用者が、データに関連するデータ主体を再特定することは禁止される。再利用者は、再特定を防止するための技術的および運用上の措置を講じると共に、データ主体の再特定につながる違反があった場合、公的機関に通知しなければならない。非個人データの認められていない再利用が発生した場合、再利用者は、影響を受ける可能性のある法人に遅滞なく通知しなければならない (第 5 条 5)。
- 再利用者が保護された非個人データを EU 域外の国に転送する場合には、目的等を再利用許可申請の際に、通知しなければならない、一定の条件を満たさなければならない (第 5 条 9, 10)。

⁵³ Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on open data and the re-use of public sector information (recast)
<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1024/oj>

- 特定の EU 域外の国における非個人データの再利用に関する許可申請が、EU 全体で相当数に上る場合、欧州委員会は、党が国の知的財産権や企業秘密の保護が、EU 法の下における保護と同等であること、効果的に執行されていること、効果的な司法救済の道が開かれていることを宣言する実施法令を採択することができる（第 5 条 12）。
- EU 法で、特定の分野の非個人データは、非常に機密性が高く、EU 域外の国に転送された場合、安全や公衆衛生など EU の公共政策の目的が危険にさらされる、匿名化された非個人データの再識別の危険性がある、と定められた場合、欧州委員会は、そのようなデータの EU 域外の国への転送に適用される特別な条件を委任法で定める（第 5 条 13）。
- 非個人データを再利用する権利を認められた自然人あるいは法人は、第 5 条 10, 12, 13 の要件を満たす EU 域外の国にのみ転送することができる（第 5 条 14）。
- 再利用を認める公的機関は、費用を請求することができるが、そのような費用は、透明性があり、差別的ではなく、均衡が取れており、客観的に正当化され、競争を制限しないものでなければならない。また、オンラインでの支払いを認めなければならない（第 6 条 1, 2, 3）。
- 再利用の条件、費用は、各加盟国において、簡単にアクセスできる単一の情報ポイントにおいて提供しなければならない（第 8 条 1）。
- 再利用の可否は、許可申請から 2 カ月以内に決定されなければならない。申請内容が、広範囲かつ複雑な場合には、30 日間まで延長することができる（第 9 条 1）。

3. 第 III 章 データ仲介サービスに適用される要件

(1) 第 11 条 データ仲介サービス・プロバイダーによる通知

- データ協同組合のサービスを含む、データ仲介サービスの提供を意図するプロバイダーは、当局に通知を行わなければならない。通知後は、第 12 条の条件を遵守した上で、全加盟国でデータ仲介サービスを提供することができる（第 11 条 1, 4, 5）。
- EU 域内で設立されていないデータ仲介サービスのプロバイダーは、サービスを提供する加盟国の一つで、法定代理人を指名しなければならない（第 11 条 3）。
- 当局から、第 12 条を遵守している確認を受領したデータ仲介サービス・プロバイダーは、「data intermediation services provider recognised in the Union」（EU で認知されたデータ仲介サービス・プロバイダー）を書面、口頭で使用すること、欧州委員会が実施法令で定める共通のロゴを使用することができる（第 11 条 9）。
- 各加盟国の当局は、受領した通知を欧州委員会に通知し、欧州委員会は、EU でサービスを提供しているデータ仲介サービス・プロバイダーの公開登記簿を作成、更新する（第 11 条 10）。

(2) 第 12 条 データ仲介サービスを提供する際の条件

- データ仲介サービス・プロバイダーは、データ利用者に供する以外の目的でデータを利用してはならず、データ仲介サービスは、分離された法人を通して提供しなければならない（第 12 条(a)）。

- 価格を含む、データ仲介サービス提供条件は、データ保有者あるいは利用者が、同じデータ仲介サービス・プロバイダーあるいは関係事業を利用しているか否かによって変えてはならない（第 12 条(b)）。
- データ仲介サービス提供に際し収集された、自然人あるいは法人に関わるデータは、不正の発見やサイバーセキュリティ目的など、データ仲介サービスのためだけに用いられなければならない（第 12 条(c)）。
- データ仲介サービスへのアクセスは、価格とサービス条件を含め、データ主体、データ保有者、データ利用者に対して公正、透明、非差別的でなければならない（第 12 条(f)）。
- データ仲介サービス・プロバイダーは、他のデータ仲介サービスとの相互運用性を確実にするための、適切な処置をとらなければならない（第 12 条(i)）。
- EU 法または加盟国法の下で違法な、非個人データの転送やアクセスを防止するために、適切な技術的、法的、組織的な対策を講じなければならない（第 12 条(j)）。
- データ仲介サービス・プロバイダーは、共有されている非個人データの不正な転送、アクセス、使用が発生した場合、遅滞なくデータ保有者に通知しなければならない（第 12 条(k)）。
- データ仲介サービス・プロバイダーは、非個人データの保管、処理、送信については、適切なレベルのセキュリティを確保し、競争上機密性の高い情報の保管と送信については、最高レベルのセキュリティを確保しなければならない（第 12 条(l)）。
- データ仲介サービス・プロバイダーが、データ主体から同意を得るためのツール、またはデータ保有者によって提供されたデータを処理するための許可を得るためのツールを提供する場合で、EU 域外の国でデータ利用が行われる予定の場合、予定している EU 域外の国を明確にし、データ主体に対しては、同意の付与と撤回の両方を行えるツールを、データ保有者に対しては、データ処理の許可の付与と撤回の両方を行えるツールを提供しなければならない（第 12 条(n)）。

(3) データ仲介サービスの監督当局

- データ仲介サービスを管轄する当局は、データ仲介サービス・プロバイダーが本章の規定を遵守しているかどうかを監視監督する。遵守していないことが判明した場合には、プロバイダーに通知し、30 日以内に回答を求める。また、罰金の賦課、サービス提供の一時停止、サービス提供の廃止を求める権限を有する（第 14 条 1, 3, 4）。
- EU 域内で設立されていないデータ仲介サービス・プロバイダーが、法定代理人を指名しない場合、あるいは法定代理人が遵守を示す情報を提出しない場合、監督当局は、サービスの提供を停止する権限を有する（第 14 条 5）。

4. 第 IV 章 利他的データ主義

- 加盟国の判断で、利他的データ主義を促進する政策、措置をとることができる（第 16 条）。
- 利他的データ主義組織の登記を担う当局は、認知された利他的データ主義組織の加

盟国の公開登記簿を作成、更新する。欧州委員会は、情報提供を目的として、認知された利他的データ主義組織の EU の公開登記簿を作成する。第 18 条に従って、加盟国の公開登記簿に登録された利他的データ主義組織は、「data altruism organisation recognised in the Union」（EU で認知された利他的データ主義組織）を書面、口頭で使用すること、欧州委員会が実施法令で定める共通ロゴを使用することができる（第 17 条 1, 2）。

- 認知された利他的データ主義組織として加盟国の登記簿に登録するためには、利他的データ主義活動を行い、一般的な利益の目的のための加盟国法に基づく法人格を持ち、利益を追求しないベースで運営され、利益を追求する活動を行う組織とは法的に独立しており、他の活動と機能的に分離された組織構造を通して、利他的データ活動を行い、第 22 条 1 で定めるルールブックを遵守することが求められる（第 18 条）。
- 第 18 条の規定に適合する組織は、設立された加盟国で認知された利他的データ主義組織の公開加盟国登記簿への登記を申請することができる（第 19 条 1）。
- EU 域内で設立されていない第 18 条の規定に適合する組織は、利他的データ・サービスを提供する加盟国の一つで、法定代理人を指名しなければならない（第 19 条 3）。
- 登記を管轄する当局は、申請した組織が第 18 条の要件を遵守する場合、申請書受領後 12 週間以内に、その組織をその加盟国の認知された利他的データ主義組織の登記簿に登録しなければならない。登記は、EU の全加盟国で有効である。登記を管轄する当局は登記を欧州委員会に通知し、欧州委員会は、認知された利他的データ主義組織を EU の公開登記簿に含める（第 19 条 5）。
- 認知された利他的データ主義組織は、保有するデータを処理することが認められた自然人、法人の記録、個人データの処理および非個人データの利用が行われた日付あるいは期間の記録、自然人、法人によるデータ処理の目的の記録、データ処理を行なった自然人、法人によって支払われた報酬の記録を維持しなければならない。また、登記を管轄する当局に、年次報告書を提出しなければならない（第 20 条 1,2）。
- 認知された利他的データ主義組織は、データ処理を行う前に、データ主体あるいはデータ保有者に対し、一般的な利益の目的、個人データの処理が行われる具体的かつ正当な目的、EU 域外の国で処理が行われる場合、その場所と一般的利益の目的を知らせなければならない（第 21 条 1）。
- 認知された利他的データ主義組織は、データ主体またはデータ保有者が処理を許可した一般的な利益目的以外の目的で、データを利用してはならない。また、データの提供を求めるために、誤解を招くようなマーケティング手法を使用してはならない（第 21 条 2）。
- 認知された利他的データ主義組織は、データ主体から同意を得るためのツール、またはデータ保有者によって提供されたデータを処理するための許可を得るツールを提供しなければならない。認知された利他的データ主義組織は、そのような同意または許可を簡単に取り消すためのツールも提供しなければならない（第 21 条 3）。
- 認知された利他的データ主義組織は、利他的データ主義に基づいて収集した非個人データの保管と処理について、適切なレベルのセキュリティを確保するための措置

を講じなければならない（第 21 条 4）。

- 認知された利他的データ主義組織は、共有されている非個人データの不正な転送、アクセス、利用があった場合、遅滞なくデータ保有者に通知しなければならない（第 21 条 5）。
- 認知された利他的データ主義組織が、データ主体の同意あるいはデータ保有者の許可を求めるツールを提供することを含め、第三者によるデータ処理を促進する場合、データ利用が予定されている EU 域外の国を明記しなければならない（第 21 条 6）。
- 欧州委員会は、データ主体が同意を与える前、データ保有者が許可を与える前に提供すべき情報の要件、適切な技術的要件とセキュリティ要件、利他的データに対する認識を高めるためのコミュニケーションの方法、相互運用性に関する勧告などを含む、ルールブックを作成する（第 22 条 1）。
- 利他的データ主義組織の登記を管轄する当局は、利他的データ主義組織が本章の規定を遵守しているかどうかを監視監督する。遵守していないことが判明した場合には、利他的データ主義組織に通知し、30 日以内に回答を求める（第 24 条 1, 3）。
- 利他的データ主義組織が、通知受領後も、違反を継続した場合、利他的データ主義組織は、「data altruism organisation recognised in the Union」を書面、口頭で使用する権利を失い、認知された利他的データ主義組織の加盟国の登記簿から抹消される（第 24 条 5）。

5. 第 V 章 監督当局と手続きの規定

本章では、データ仲介サービスを管轄する当局と利他的データ主義組織の登記を管轄する当局の独立性などの要件、当局に対する苦情申し立ての権利、効果的な司法救済を受ける権利等が規定されている（第 26, 27, 28 条）。

6. 第 VI 章 欧州データ・イノベーション評議会

欧州委員会は、欧州データ・イノベーション評議会と名付けられた、専門家グループを設立する。同評議会は、欧州委員会に特定の助言、支援を行い、欧州データ空間に関するガイドラインを提案することなどを目的としており、全加盟国のデータ仲介サービスを管轄する当局と利他的データ主義組織の登記を管轄する当局、欧州データ保護会議、欧州データ保護監察機関、欧州サイバーセキュリティ庁（ENISA: the European Union Agency for Cybersecurity）、欧州委員会、EU 中小企業特使または中小企業特使のネットワークによって任命された代表者、特定の分野の関連機関の代表者、特定の専門知識を持つ機関の代表者によって構成される（第 29 条 1、第 30 条）。

欧州データ・イノベーション評議会には、データ仲介サービスを管轄する当局と利他的データ主義組織の登記を管轄する当局によって構成されるサブグループ、標準化、ポータビリティ、相互運用性などの技術的な議論を行うサブグループ、ステークホルダーが関与するためのサブグループ等が設置される（第 29 条 2）。

7. 第 VII 章 国際的なアクセスと移転

本章では、EU 域内に保有されている非個人データについて、違法な国際的な転送、政府によるアクセスを防止するための、契約上の取り決めを含む、すべての合理的な技術的、法的、組織的措置をとることを、公的機関、データ仲介サービス・プロバイダー、利他的データ主義組織に求めている（第 31 条 1）。

EU 域外の国の裁判所の判決や行政機関等の決定により、本規則の対象となる非個人データへのアクセスあるいは転送を求められる場合、刑事共助条約などの国際条約に基づいている場合には、認知、執行可能であること、また、国際条約に基づかない場合の条件を定めている（第 31 条 2, 3）。

8. 第 VIII 章 委任と委員会手続き

本章では、データガバナンス法の施行のための、欧州委員会への委任法採択の手続き、委任法令の採択などのための委員会手続きについて定めている。

9. 第 IX 章 最終規定と移行規定

- 加盟国に対し、第 5 条 14 および第 31 条に基づく非個人データの EU 域外の国への転送に関わる義務違反、第 11 条に基づくデータ仲介サービス・プロバイダーの通知義務違反、第 12 条に基づくデータ仲介サービスの提供条件違反、第 18, 20, 21, 22 条に基づく、認知された利他的データ主義組織の登記条件違反に対する罰則に関する加盟国法を定めることを求めている（第 34 条 1）。
- 欧州委員会に対し、2025 年 9 月 24 日までに、本規則の評価報告書を欧州議会と理事会に提出することを求めている（第 35 条）。
- 2022 年 6 月 23 日の時点で、データ仲介サービスを提供している場合、猶予期間を設け、2025 年 9 月 24 日までに、第 III 章の要件を遵守することを求めている（第 37 条）。
- 本規則は、EU 官報に掲載された日から 20 日目（2022 年 6 月 23 日）に施行されること、2023 年 9 月 24 日から適用されることを定めている（第 38 条）。

IV データ法案

データ法案⁵⁴は、2022 年 2 月 23 日に欧州委員会によって提案された。EU の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of EU）第 114 条⁵⁵に基づいて提案されているため、理事会と欧州議会の共同決定手続きに基づいて審議されている。

データ法案は、次の目的を持つ。

データを通じて価値を生み出す方法に投資するインセンティブを維持しながら、消費者と企業によるデータへのアクセスと利用を促進する。特に、モノのインターネット（IoT:

⁵⁴ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on harmonised rules on fair access to and use of data (Data Act) COM(2022)68 final
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0068&qid=1662378446269>

⁵⁵ Treaty on the Functioning of the European Union (Consolidated version 2016)
<https://eur-lex.europa.eu/collection/eu-law/treaties/treaties-force.html>

Internet of things) によって生成されたデータを、ユーザー企業が、自ら利用したり、第三者にデータ処理を依頼したりすることを容易にすることを想定しており、EU で販売する製品の製造事業者に対しても、設計、製造上の条件を課している。

例外的にデータが必要となる特定の状況下で、公的機関、EU 機関等による、企業保有データの利用を可能にする。

クラウド・サービス、エッジ・サービスのプロバイダー切り替えを容易にする。

クラウド・サービス・プロバイダーによる、通知なしの違法なデータ転送に対する保護手段を導入する。

セクター間でデータを再利用するための相互運用性規格の開発を可能にする。

データ法案は、水平的な政策提案であり、データを利用する権利に関し全てのセクターに適用される基本的なルールとなることを想定している。ただし、データへのアクセスと利用に関する権利と義務は、程度の差はあるが、既にセクターごとに規制されている。データ法案は、そのような既存の法律を修正するものではないが、セクターごとの法律が将来的に見直される場合には、データ法案との整合性が検討されるべきであるとしている。また、今後の法律は、セクターごとの規制目的を達成するために、セクターごとの法律において、より詳細なルールを設定することが、一定程度認められている。

法案の審議状況については、理事会における審議は、2022 年上半期の議長国フランスの下で迅速に進められ、2022 年下半期の議長国チェコは、7 月 12 日に部分的な妥協案を提示するに至った⁵⁶。欧州議会では、産業・研究・エネルギー委員会が主担当委員会となって、委員会レベルの審議を進めている。

1. 第 I 章 総則

データ法案は、製品または関連サービスの使用によって生成されたデータをその製品またはサービスのユーザーが利用できるようにすること、データ保有者がデータ受信者に対しデータを利用できるようにすること、データ保有者が、例外的な必要性がある場合に、公共の利益のために実行される任務の遂行のために、公的機関または EU 機関等に対してデータを利用できるようにすることについて、調和された規則を定めている（第 1 条 1）。

データ法案の適用対象（第 1 条 2）。

- (a) EU 市場に上市される製品の製造事業者および関連サービスの供給事業者、ならびにそのような製品またはサービスのユーザー。
- (b) EU 域内のデータ受信者がデータを利用できるようにするデータ保有者。
- (c) データを利用できる EU 域内のデータ受信者。
- (d) 公益のための任務を実行するためにデータが例外的に必要な場合に、データ保有者にデータを利用可能にするよう要求する公的機関、EU の機関、外局、団体、ならびに要求に応じてデータを提供するデータ保有者。
- (e) EU 域内の顧客にサービスを提供するデータ処理サービス・プロバイダー。

⁵⁶ First Presidency compromise text (Chapters I, II, III and IV) dated 12 July 2022
<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-11194-2022-INIT/en/pdf>

個人データの保護、通信のプライバシーと秘密保持、および端末機器の完全性に関する EU 法は、データ法案に基づき処理される個人データに適用される。特に、データ法案は、一般データ保護規則 (GDPR)⁵⁷と e プライバシー指令⁵⁸の適用に影響を与えない (第 1 条 3)。

データ法案は、刑事犯罪の防止、捜査、摘発、起訴、あるいは刑事罰の執行を目的としたデータの共有、アクセス、利用を規定する EU 法および加盟国法に影響を与えない (第 1 条 4)。

2. 第 II 章 企業対消費者、企業対企業のデータ共有

(1) 第 3 条 製品あるいは関連するサービスから生成されたデータへのアクセスを可能にする義務

- 初期設定により、簡単かつ安全に、また適切な場合にはユーザーが直接に、製品あるいはサービスの使用によって生成されたデータへアクセスできるように、製品を設計、製造し、関連するサービスを提供しなければならない (第 3 条 1)。
- 販売、レンタル、リース契約が締結される前に、次の情報をユーザーに提供しなければならない (第 3 条 2)。
 - (a) 生成されるデータの性質と量。
 - (b) データは継続的に、リアルタイムで生成されるか。
 - (c) ユーザーのデータへのアクセス方法。
 - (d) 製造事業者あるいはサービス供給事業者が、自らデータを利用するか、あるいは第三者に提供するか、利用・提供する場合、その目的。
 - (e) 販売事業者、レンタル事業者、リース事業者が、データ保有者か、そうでない場合、データ保有者の名称、住所。
 - (f) ユーザーからデータ保有者への迅速、効率的な連絡方法。
 - (g) ユーザーが、データを第三者と共有する方法。
 - (h) ユーザーが、第 II 章の規定違反を管轄当局に訴える権利。

(2) 第 4 条 製品、サービスの使用によって生成されたデータへの、ユーザーのアクセス、利用権

- ユーザーが製品からデータに直接アクセスできない場合、データ保有者は、製品、関連サービスの使用によって生成されたデータを、遅滞なく、無料で、該当する場合は継続的かつリアルタイムで、ユーザーが利用できるようにしなければならない (第 4 条 1)。
- 企業秘密は、特に第三者に関して、企業秘密の機密性を保持するための、すべての具

⁵⁷ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)
<http://data.europa.eu/eli/reg/2016/679/2016-05-04>

⁵⁸ Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)
<http://data.europa.eu/eli/dir/2002/58/2009-12-19>

体的な必要措置が講じられている場合にのみ開示できる（第4条3）。

- ユーザーは、取得したデータを利用して、データの元の製品と競合する製品を開発してはならない（第4条4）。
- ユーザーがデータ主体でない場合、製品、関連サービスの使用によって生成された個人データは、GDPR第6条(1)「データ処理の合法性根拠」に基づく法的根拠があり、第9条「特別なカテゴリーの個人データ処理」の条件を満たす場合にのみ、データ保有者はユーザーに提供することができる（第4条5）。
- データ保有者は、製品、関連サービスの使用によって生成された非個人データを利用して、市場におけるユーザーの商業的地位を損なう可能性のある、ユーザーの経済状況、資産、生産方法、またはユーザーによる使用についての洞察を導き出してはならない（第4条6）。

(3) 第5条 第三者とデータを共有する権利

- ユーザーまたはユーザーの代理人による要求に応じて、データ保有者は、製品または関連サービスの使用によって生成されたデータを、遅滞なく、ユーザーに無料で、データ保有者が利用できるのと同じ品質で、該当する場合は継続的かつリアルタイムで、第三者に提供しなければならない（第5条1）。
- サービスのひとつが、2023年5月2日から適用を開始するデジタル市場法（Digital Market Act、2022年11月1日施行）⁵⁹によってゲートキーパーとして指定されているコア・プラットフォーム・サービスを提供する事業者は、第5条においてデータの提供を受けることができる第三者に該当しないため、第4条1に従ってユーザーが受け取ったデータを、ユーザーに対して求めたり、ユーザーから受け取ったりしてはならない（第5条2）。
- データ保有者は、製品、関連サービスの使用によって生成された非個人データを利用して、市場における第三者の商業的地位を損なう可能性のある、第三者の経済状況、資産、生産方法、または第三者による使用についての洞察を導き出してはならない（第5条5）。
- ユーザーがデータ主体でない場合、製品、関連サービスの使用によって生成された個人データは、GDPR第6条(1)「データ処理の合法性」に基づく法的根拠があり、第9条「特別なカテゴリーの個人データ処理」の条件を満たす場合にのみ、データ保有者は提供することができる（第5条6）。
- 企業秘密に関しては、ユーザーと第三者が合意した目的を達成するために必要最低限を、データ保有者と第三者が合意した、企業秘密の機密性を保持するための、すべての具体的な必要措置が第三者によって講じられている場合にのみ開示できる（第5条8）。

⁵⁹ Regulation (EU) 2022/1925 of the European Parliament and of the Council of 14 September 2022 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act) (Text with EEA relevance)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R1925>

(4) 第 6 条 ユーザーの要請に従ってデータを受け取った第三者の義務

- 第三者は、第 5 条に従って利用可能になったデータを、ユーザーと合意した目的および条件の下でのみ処理し、個人データについては、データ主体の権利に従い、合意された目的のために必要がなくなった時点で、データを削除しなければならない(第 6 条 1)。
- 第三者に対する禁止事項 (第 6 条 2)。
 - (a) ユーザーを脅したり、騙したりして、ユーザーの意思決定や選択肢を惑わせてはならない。
 - (b) ユーザーの求めるサービス提供のために必要でない限り、受け取ったデータを利用して、自然人のプロファイリングをしてはならない。
 - (c) ユーザーの求めるサービス提供のために必要でない限り、受け取ったデータを他の第三者の利用可能にしてはならない。
 - (d) 受け取ったデータを、デジタル市場法によってゲートキーパーとして指定されているコア・プラットフォーム・サービスを提供する事業者提供してはならない。
 - (e) 取得したデータを使用して、データの元の製品と競合する製品を開発したり、その目的のために第三者と共有したりしてはならない。
 - (f) ユーザーに対し、受け取ったデータを、他社の利用に供することを禁じてはならない。

(5) 第 7 条 ビジネス対消費者、ビジネス対ビジネスのデータ共有義務の適用範囲

第 II 章の義務は、零細企業 (micro enterprise)、小企業⁶⁰によって製造された製品あるいは提供された関連サービスの使用によって生成されたデータには適用されない。

3. 第 III 章データを利用可能にすることを法的に求められるデータ保有者の義務

- 第 II 章または他の EU 法あるいは加盟国法で、データ保有者がデータ受領者にデータを利用可能にする義務がある場合の、データを利用可能にする条件と補償について一般的枠組みを定めている。条件は公正かつ非差別的で、補償は合理的でなければならない (第 8 条、第 9 条)。
- データ保有者とデータ受領者の間の紛争を解決するための認証された紛争解決機関について定めている (第 10 条)。
- データ保有者は、許可されていないデータへのアクセスを防止するために、スマート・コントラクト⁶¹を含む、適切な技術的保護措置をとることができる (第 11 条 1)。

⁶⁰ データ法案で使われている微細企業、中小企業の定義は、2003 年 5 月 6 日付欧州委員会勧告に基づく。すなわち、微細企業の定義は、従業員 10 人未満、年間売上あるいは総資産 200 万ユーロ以下、小企業の定義は、従業員 50 人未満、年間売上あるいは総資産 1,000 万ユーロ以下、中企業の定義は、従業員 250 人未満、年間売り上げ 5000 万ユーロ以下あるいは総資産 4300 万ユーロ以下である。

Commission Recommendation of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (Text with EEA relevance) (notified under document number C(2003) 1422)

<http://data.europa.eu/eli/reco/2003/361/oj>

⁶¹ データ法案第 2 条 16 の定義によると、スマート・コントラクトとは、電子台帳システムに格納され、プログラムの実行結果が電子台帳に記録されるコンピュータ・プログラムを意味する。

データ受信者が、偽りの情報を提供してデータを取得したり、データ保有者の技術的保護措置のギャップを乱用したり、許可されていない目的で利用したり、許可されていない第三者へ開示したりした場合には、データ受信者は、すみやかにデータを破棄し、データより得た知識を利用することをやめ、違反する製品を破棄しなければならない（第 11 条 2）。

4. 第 IV 章 企業間のデータ・アクセスおよび利用に関する不当な条件

- 当事者の一方が、データへのアクセスと利用、違反に対する責任と救済、データに関連する義務の終了に関する契約条件を、一方的に微細企業または中小企業に課す場合で、契約条件が不公平（unfair）である場合、その契約条件は、課された企業を拘束しない（第 13 条 1）。
- データ・アクセス、利用に関する良い商慣習から著しく逸脱するような契約条件は、不公平である、とした上で、不公平な契約条件、不公平とみなされる契約条件を挙げている（第 13 条 2, 3, 4）。
- 不公平な契約条件が、残りの契約条件から分離することができる場合、残りの契約条件は、拘束力を持つ（第 13 条 6）。
- 第 13 条は、契約の主題を定義する契約条件、支払われる価格を決定する契約条件には適用されない（第 13 条 7）。

5. 第 V 章 例外的な必要性に基づき、公的機関、EU 機関等にデータを提供する義務

- データ利用の例外的な必要性を示す要請に基づき、データ保有者は、公的機関あるいは EU 機関、外局等に、データを提供する義務があることを定めている。但し、零細企業、小企業には適用されない（第 14 条）。
- データ利用の例外的な必要性がある状況とは、(a) 公共の緊急事態の場合、(b) 公共の緊急事態を防止するため、あるいは公共の緊急事態から回復するために必要で、時間、範囲が限定されている場合、(c) データが入手できないため、法律で明確に定められた特定の任務を遂行できない場合で、市場での調達、既存の報告義務や、新規立法を通じてでは、そのようなデータを入手できないか、この手続きを通じた方が、データ保有者や他の企業の事務負担が実質的に少なくなる場合、と定義されている（第 15 条）。
- この手続きは、犯罪の防止、捜査、訴追、執行目的、あるいは、関税、税務行政の目的には、適用できない（第 16 条）。
- データ利用の例外的な必要性に基づく要請の要件について定めている（第 17 条）。
- 本章に従って、データへのアクセスの要請を受けたデータ保有者は、すみやかにデータを提供しなければならない。データ保有者は、公共の緊急事態に基づく要請の場合、受領後 5 日以内に、その他の場合、受領後 15 日以内に、データが利用可能でない、あるいは要請は、第 17 条の要件を満たしていないという理由で、拒否あるいは修正を求めることができる。データ要請者が、データ保有者の拒否、修正の要求に反論す

る場合、データ保有者が、データ要請に反論する場合、第 31 条で定める管轄当局に問題を提起することができる（第 18 条 1, 2, 6）。

- 公共の緊急事態の場合（第 15 条 (a)）、データ利用は無料で行われる。その他の例外的な必要性がある場合には（第 15 条 (a) (b)）、データを利用可能にするデータ保有者は、費用と合理的なマージンを含む補償を請求できる（第 20 条）。

6. 第 VI 章 データ処理サービス間の切り替え

- データ処理サービス・プロバイダーの切り替えに対する障害を取り除くために、データ処理サービス・プロバイダーに課せられる、契約上、商業上、技術的な要件を導入している（第 23 条、第 24 条）。
- データ処理サービス・プロバイダーは、切り替え費用請求を、データ法案の適用開始から 3 年後に廃止すること、当初 3 年間は、減額した切り替え費用を請求できることを定めている（第 25 条）。
- サーバー、ネットワーク、インフラストラクチャの運用に必要な仮想リソースなどのインフラストラクチャ要素に限定されたスケラブルで弾力性のあるコンピューティング・リソースを提供しているプロバイダーは、顧客が別のサービス・プロバイダーに切り替えた後も、サービスの機能的同等性（機能の最小レベル）を維持できることを確実にしなければならない。その他のプロバイダーに対しては、オープンインターフェースを無料で提供することと、欧州規格またはオープン相互運用性仕様との互換性を求めている（第 26 条）。

7. 第 VII 章 国際的な状況での非個人データのセーフガード

- EU 域内に保持されている非個人データの違法な国際的な転送、政府によるアクセスを防止するための、契約上の取り決めを含む、すべての合理的な技術的、法的、組織的措置をとることを、データ処理サービス・プロバイダーに求めている（第 27 条 1）。
- EU 域外国の裁判所、行政機関等の決定が、本規則の対象となる非個人データへのアクセスあるいは転送を求める場合、刑事共助条約などの国際条約に基づいている場合には、認知、執行可能であること、また、国際条約に基づかない場合の条件を定めている（第 27 条 2, 3）。

8. 第 VIII 章 相互運用性

相互運用性に関し、データ空間のオペレーターとデータ処理サービス・プロバイダーが遵守すべき必須要件、およびスマート・コントラクトの必須要件を規定している。また、欧州委員会は、必須要件を満たす規格を作成することを欧州標準化組織に依頼できること、共通仕様を委任法令として採択できることを定めている（第 28 条、第 29 条、第 30 条）。

9. 第 IX 章 運用と執行

- 各加盟国の管轄当局によるデータ法案の運用および執行の枠組みを定めている。各加盟国は、データ法案の運用と執行を担当する当局として、新設あるいは既存の当局を指定する。但し、個人データ保護に関わる部分に関しては、一般データ保護規則（GDPR）⁶²第 VI 章と第 VII 章で定められている独立監督当局が管轄する（第 31 条）。
- データ法案違反に対する罰則を定めることを加盟国に求めている（第 33 条）。
- 欧州委員会に、データへのアクセスと利用に関する任意のモデル契約条件を作成することを求めている（第 34 条）。
-

10. 第 X 章 データベース保護指令の下でのデータベース作成者の権利の不適用

第 4 条に基づくユーザーのデータへのアクセスと利用の権利、第 5 条の第三者とデータを共有する権利の行使を妨げないために、データベース保護指令⁶³第 7 条で規定されたデータベース作成者の権利⁶⁴は、製品、関連サービスの利用から取得、生成されたデータを含むデータベースに適用しないことを定めている（第 35 条）。

11. 第 XI 章 最終規定

- 欧州委員会に対し、データ処理サービスのプロバイダーによって課されるスイッチング料金の削減、期限までの廃止を監視するメカニズムを導入すること、相互運用性に関する必須要件を具体的に定めること、データ処理サービスの相互運用性に関するオープンな相互運用性仕様と欧州規格の参照を公開すること、についての委任法令を採択することを認めている（第 38 条）。
- データ法案の適用開始は、施行から 12 カ月後を予定している（第 42 条）。
- 適用開始から 2 年以内に、欧州委員会は、評価報告書を欧州議会と理事会に提出する予定である（第 41 条）。

⁶² Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)

<http://data.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>

⁶³ Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases

<http://data.europa.eu/eli/dir/1996/9/2019-06-06>

⁶⁴ データベースの作成者が、そのデータベースの内容の抽出、再利用を防止する権利。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220023>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5569

E-mail：ORD@jetro.go.jp